

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、中和公園事務所長から次のとおり公共測量を終了したことに付いて通知がありました。

令和七年七月二十二日

奈良県知事 山下 真

一 測量の目的 公共測量（基準点測量）

二 測量の地域 北葛城郡広陵町大字三吉、大字大野及び大字寺戸並びに河合町大字佐味田

三 測量の終了年月日 令和七年六月三十日